

鞍手町の共催及び後援に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が町以外のものの行う行事の共催及び後援（以下「共催等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援することをいう。

(承認の基準)

第3条 町が、共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主催者の基準

- ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの
- イ 文化団体、学術研究機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が、本町行政の推進方針に即したもので、既に1年以上にわたり活動を行い、堅実な活動実績を有し、主催者の存在、基礎が明確である団体で、事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- ウ その他町長が、特に必要と認めるもの

(2) 行事内容の基準

- ア 行事の内容が、公共性又は公益性を有し、町民生活及び福祉の向上に資するもの
- イ 産業、教育、文化・芸術、スポーツ等の振興に寄与するもので、公益性のある事業であること。
- ウ 当該行事は町内で行われるものを原則とするが、町外で行われるものであっても参加対象が広域、広範囲にわたるもので近隣の市町村との調整が必要なもの
- エ その他町長が、特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人が主催するもの
- (2) 政治・宗教団体が主催するもの又は政治・宗教的な内容を含んだ行事内容のもの

- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の思想、流派又は系列に偏るもの
- (5) 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
- (6) その他町長が不相当と認めるもの

(申請の手続)

第4条 町の共催等を申請しようとする者は、(以下「申請者」という。)行事共催・後援申請書(様式第1号)を、行事の開催14日前までに関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(承認等の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、申請者に対して行事共催・後援 承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(報告)

第6条 町長は必要があると認めるときは、申請者に対し行事共催・後援実施報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

(承認の取消し)

第7条 町長は、共催等の承認をした行事が第3条に規定する承認の基準に反するものであることが判明したときは、その承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により共催等の承認を取り消すときは、行事共催・後援承認取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 共催等の承認を取り消された場合において、その損害等の請求は負わないものとする。

(事務取扱主管課)

第8条 共催又は後援の承認に関する事務は、行事の内容と関連のある事務事業を所管する課局とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。